

香川県禁煙・分煙施設認定制度実施要綱

1 目的

禁煙又は完全分煙を実施している施設を認定し、その取組みを広く県民に周知することにより、県民の受動喫煙防止に対する意識向上を図り、「健やか香川21ヘルスプラン」の重点目標である「きれいな空気が吸える環境をつくろう」の実現を目的とする。

2 実施主体

健やか香川21県民会議とする。

3 対象施設

健康増進法第25条の対象となる施設(学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設)とする。

4 認定施設

認定する施設は、敷地内禁煙、建物内禁煙、又は完全分煙を終日実施している県内の施設とする。

5 認定基準

禁煙・分煙施設とは、次に掲げる施設基準をすべて満たしている施設をいう。

(1) 敷地内禁煙施設

- ・敷地内(建物を含む)すべてが禁煙であることを標示していること。
- ・敷地内に灰皿を置いていないこと。

(2) 建物内禁煙施設

① 建物内禁煙(建物全体が一つの施設の場合)

- ・建物全体が禁煙であることを標示していること。
- ・建物内に灰皿を置いていないこと。
- ・屋外に喫煙場所を設けている場合は、その旨標示していること。

② 建物内禁煙(テナント等区分所有の場合)

- ・テナント等内が禁煙であることを標示していること。
- ・テナント等内に灰皿を置いていないこと。
- ・屋内の共用部分(廊下、ホール等)に、灰皿を置いていないこと。

(3) 完全分煙施設

喫煙室又は喫煙コーナー[※](以下「喫煙室等」という。)を設置していること。

- ・喫煙室等を設置し標示していること。
- ・たばこの煙が拡散する前に吸引して、屋外に排出する方式の喫煙対策機器が、別紙「禁煙・分煙施設認定申請の留意点について 2排気風量(換気扇能力)について」の基準を満たしていること。
- ・新鮮な空気の給気にも配慮していること。
- ・喫煙室等以外の建物内に灰皿を置いていないこと。

※ 喫煙コーナーは、出入り口を除いた部分が非喫煙場所と壁、パーテーション、ロールスクリーン等で仕切られており、出入り口は、たばこの煙が漏れないよう、天井から途中までカバーされていること。

6 認定単位

原則として、施設管理者(以下、管理者という)が管理する土地、建物を認定単位とする。

ただし、集合施設等で区分所有ごとに管理者が異なる場合は、当該区分所有の施設を認定単位とする。

また、同じ管理者が施設内に複数の建物を有しており、建物ごとに受動喫煙防止対策を講じている場合は、それぞれの建物を認定単位とする。

7 認定手続

認定を希望する施設の管理者は、禁煙施設認定申請書(第1号様式)又は完全分煙施設認定申請書(第2号様式)に必要事項を記載して、健やか香川21県民会議の事務局である香川県健康福祉総務課に提出するものとする。

8 審査

申請書の審査は、健やか香川21県民会議禁煙・分煙認定小委員会で行う。

なお、申請書の内容等に疑義がある場合は、現地調査を行うものとする。

9 認定証等の交付

会長は、審査の結果、認定基準を満たす施設であると判定した場合には、「敷地内禁煙」、「建物内禁煙」又は「完全分煙」の施設として認定し、認定証(第3号様式)及びステッカー(第4号様式)を交付する。

10 認定施設の公表

認定施設については適宜、県のホームページで公表するものとする。

11 認定の取消し

会長は、認定した施設が認定基準を満たさなくなった場合には、認定を取り消すことができる。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

2 香川県禁煙・分煙施設認定基準(健やか香川21県民会議)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に、香川県禁煙・分煙施設認定基準(健やか香川21県民会議)に基づき認定を受けた施設は、この要綱により認定を受けたものとみなす。